

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 交際費課税の抽出基準廃止

Q : 交際費に当たるかどうかの検討の目安として局ごとに設けられていた金額基準が、廃止されると聞きましたが、本当でしょうか。

A : 交際費課税を効率的に検討するための抽出基準が課税の判断基準と誤認される恐れがあることなどから、一律な抽出基準は設けないこととされました。

【解説】

調査での交際費課税に関する抽出基準の廃止は、総務庁が行った税務行政監察報告に応えるものです。

抽出基準について総務庁では、①金額基準があたかも交際費に該当するかどうかの法令解釈として機能する恐れがあること、②金額基準が国税局によって異なることにより、これが一律に適用された場合、地域によって法人の税負担に差異が生ずる恐れがあることを指摘しています。

これを受けて国税庁では、各局に交際費課税検討のための抽出基準を廃止するとともに、課税処理の基準であると誤解される恐れのある一律な抽出基準を設けないよう指示しています。

一方、企業にとっては交際費のチェックがより細くなるのではないかと懸念も出てきそうですが、これについて国税庁では、効率的な調査の実施は変わらない、としていますので、抽出基準が廃止されたからといって、交際費かどうかの少額な支出に対するチェック体制が、従来と大きく変わることはなさそうです。

